

令和5年産主食用米の「生産の目安」について

令和4年11月28日
宮城県農業再生協議会

宮城県における令和5年産主食用米の「生産の目安」の算定方法は、「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」（平成29年4月策定、宮城県農業再生協議会）に基づき、国が示す全国の需給見通しや地域農業再生協議会の「生産計画」等を踏まえ、以下のとおりとする。

1 宮城県全体及び地域農業再生協議会別の「生産の目安」の算定方法

(1) 宮城県の基本数量

国が示す全国の需給見通し（主食用米等生産量）に、国全体の数量に占める本県産米のシェアを乗じた数量を令和5年産の「宮城県の基本数量」（A）とする。

本県産米のシェアは、農林水産省が「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において公表する需要実績の直近5か年（平成29/30年～令和3/4年）のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸3か年の平均値から算出した 4.786438・・・% とする。

(2) 事前契約数量の集計

地域農業再生協議会から報告された「生産計画」を基に、令和5年産の事前契約数量（B）等を集計する。

事前契約は播種前（令和5年4月）までに契約し、契約書等によりその事実を宮城県農業再生協議会が確認したものを対象とする。「生産の目安」決定後に契約したものについては、需要に応じた生産と見なす。

(3) 在庫数量の考慮

過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置を取る。

(4) 宮城県の「生産の目安」

「宮城県の基本数量」（A）に（2）で集計した事前契約数量（B）や（3）の在庫数量を勘案し、宮城県全体の「生産の目安」を算定する。

- ① 令和5年産の事前契約数量の合計（B）が、令和3年産の事前契約実績（C）を上回る場合

販売が確実な新たな需要として増加した数量を「宮城県の基本数量」（A）に積み上げて、宮城県の「生産の目安」とする。

- ② 令和5年産の事前契約数量の合計（B）が、令和3年産の事前契約実績（C）並み又は下回る場合

宮城県の基本数量（A）を宮城県の「生産の目安」とする。

【宮城県の「生産の目安」の算定のイメージ】

■宮城県の「生産の目安」の算定

- ① 令和5年産の事前契約数量 (B) > 令和3年産の事前契約実績 (C) の場合
(B) - (C) = 事前契約の積み上げ数量 (D)

宮城県の「生産の目安」 = 宮城県の基本数量 (A) + 事前契約の積み上げ数量 (D)

- ② 令和5年産の事前契約数量 (B) ≤ 令和3年産の事前契約実績 (C) の場合

宮城県の「生産の目安」 = 宮城県の基本数量 (A)

(5) 地域農業再生協議会別の基本数量

「令和4年産の地域別の基本数量」に、「令和5年産米の県の増減率」(E)を一律に乗じた数量を、「令和5年産の地域別の基本数量」(F)とする。

令和5年産の地域別の基本数量 (F)
= 令和4年産の地域別の基本数量 × 令和5年産米の県の増減率 (E)

※令和5年産米の県の増減率 (E) =
$$\frac{\text{令和5年産の宮城県の基本数量 (A)}}{\text{令和4年産の宮城県の基本数量 (318,357t)}}$$

(6) 地域農業再生協議会別の「生産の目安」

「令和5年産の地域別の基本数量」(F)に、(2)で地域農業再生協議会から報告された「生産計画」の事前契約数量を勘案し、地域別の「生産の目安」を算定する。

- ① 令和5年産の事前契約数量が、令和3年産の事前契約実績を上回る場合

(4)で宮城県の「生産の目安」において事前契約の積み上げがあった場合、販売が確実な新たな需要として増加した数量を勘案し、地域別の基本数量に積み上げて、地域別の「生産の目安」とする。

- ② 令和5年産の事前契約数量が、令和3年産の事前契約実績並み又は下回る場合

地域別の基本数量を地域別の「生産の目安」とする。

2 地域農業再生協議会別の「生産の目安」の面積換算方法

地域別の「生産の目安」の面積換算（以下、「地域別の面積換算」とする。）は、下記により設定した単収で地域別の「生産の目安」を除して算出する。

※単位は「ha」とし、小数点以下は四捨五入する。

【地域別の面積換算に用いる単収の設定方法】

- (1) 「地域別の面積換算に用いる単収」（以下、「地域別基準単収」とする。）は、東北農政局統計部が公表する市町村別単収の直近7か年（平成27年～令和3年）のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸5か年の平均値（以下、「7中5平均」とする。）に「統計補正係数」を乗じて設定する。
- (2) 令和4年産の市町村別単収の公表は12月中旬以降であることから、令和3年産までの単収を用いる。

地域別基準単収 = 市町村別単収の7中5平均 × 統計補正係数

$$\text{統計補正係数} = \frac{\text{令和4年産の「地帯別平年単収」(国公表値)}}{\text{「市町村別7中5平均」から算出した「地帯別平均単収」}}$$

※統計補正係数は、小数点第6位を四捨五入して算出する。

令和5年産主食用米「生産の目安」の算定方法

「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」(平成29年4月, 宮城県農業再生協議会)に基づく

	(参考) 現行算定方法による試算		(参考)	(参考)
算定方法	令和5年産		令和4年産	令和3年産
国が提示する全国の適正生産量	6,690,000トン		6,750,000トン	6,930,000トン
×	×		×	×
県産米シェア	4.7864%		4.7164%	4.7719%
↓	↓		↓	↓
県の基本数量	320,213トン		318,357トン	330,694トン
+	+		+	+
事前契約の積み上げ	0トン		0トン	16,284トン
過剰在庫の解消	12,490トン		11,000トン	9,845トン
「生産の目安」	307,723トン	307,623トン	307,357トン	337,133トン
面積換算	56,955ha	56,935ha	56,935ha	62,538ha
+	+	=	+	+
目安提示後, 播種前までの事前契約拡大			750トン	60トン
上記反映後(最終)			308,107トン	337,193トン
面積換算 (地域間調整を含む)			57,053ha	62,538ha
<hr/>				
深掘り対策				1,300ha (7,400トン)
深掘り対策後の目標				61,238ha (329,793トン)

令和5年産主食用米 地域農業再生協議会別「生産の目安」

地域協議会	生産の目安 (トン)	面積換算値 (ha)
白石市	4,476	876
角田市	10,248	1,912
蔵王町	2,508	488
七ヶ宿町	588	119
大河原町	1,251	233
村田町	2,394	464
柴田町	2,489	475
川崎町	2,822	570
丸森町	4,149	845
仙台市	12,931	2,463
塩竈市	8	2
名取市	6,795	1,256
多賀城市	938	176
岩沼市	4,544	843
富谷市	1,452	276
亘理町	7,898	1,513
山元町	3,965	773
松島町	2,476	469
七ヶ浜町	267	56
利府町	739	140
大和町	6,422	1,235
大郷町	4,969	952
大衡村	3,004	569
大崎市	46,374	8,401
色麻町	6,880	1,286
加美町	14,309	2,705
涌谷町	8,613	1,566
美里町	12,166	2,204
栗原市	42,361	7,918
登米市	49,210	8,679
石巻市	27,517	4,985
東松島市	9,050	1,679
女川町	5	1
気仙沼市	2,639	558
南三陸町	1,166	248
合計	307,623	56,935
R4年産実績	306,100	57,000